令和　年度　強くしなやかな食品産業づくり

機械等管理運営規程

（目的）

1. この規程は、令和　年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金により、導入した施設・機械等を適切に管理運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

施設・機械の名称　　：別添財産管理台帳のとおり

型式または規模構造　：別添財産管理台帳のとおり

数量　　　　　　　　：別添財産管理台帳のとおり

（管理責任者及び設置場所）

1. 施設・機械等の管理責任者は（職・氏名）とし、設置場所は（住所地）とする。

（使用者の範囲）

第３条　施設・機械等を使用できるものは、（事業者名）の従業員とする。

（使用方法）

第４条　施設・機械等を使用しようとするものは事前に管理責任者に申し出し、その承認を受けなければならない。

（保全管理）

第５条　管理責任者は、施設・機械等について常に点検整備を行い、使用に支障がないよう適切な保全管理運営をしなければならない。

　　　　使用者は、機械等を滅失または毀損したときには、直ちにその顛末を管理責任者に報告

するものとする。

（帳簿等）

第６条　管理責任者は、財産管理台帳のほか必要な諸帳簿（業務日誌等）を備えるものとする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については別途協議を行うものとする。

附則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。